

VIEW

No. 3

発行責任者 多田 一夫

発行編集者 教 宣 部

時間単位の年休取得！！

労働基準法の改正で可能に！

2010年4月1日から施行される労働基準法の改正が実施されます。

趣旨として、「労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活の実現にも資する」ということから年次有給休暇の取得の促進が課題となっています。

これまで、年次有給休暇を日単位で取得していましたが、年5日分を限度として時間単位での取得が労働者の権利として認められています。

これからがJR東海ユニオンの出番です！？

ただし、時間単位での取得のためには職場の過半数の社員を代表する者、もしくは労働組合と会社との間で「労働協約」を締結しなければなりません。

ここはひとつ、JR東海の責任組合「JR東海ユニオン」に頑張っていただかなくてはなりません！

「半日単位の年休」が制度として12月からスタートします。しかし、現場では半日単位（半休）が取得出来ずに多くの社員は憤慨しています。働く社員が喜ばない労働協約改定にならないように、皆さんでJR東海ユニオンの役員に意見を伝えていきましょう！！